

日本 の 服 飾 の 研 究

—紋 章 に つ い て—

その4 室町武将の紋章について

若 山 初 子

1. 緒 言
2. 室町前期の武将の紋章
3. 室町後期の武将の紋章
4. 各編分類による紋章数の比較
5. 合成紋について
6. 紋章の形態の変化および種類の増加について
7. 紋章の分布

1. 緒 言

⁽¹⁾ 前論文において鎌倉武将の紋章を調べその紋章から同じ紋章を用いている武将の場合には、その殆んどに血族的なつながりを見ることができた。また紋章の形態から考えて、鎌倉時代の風俗、文化、習慣、宗教、意識感情が盛り込まれている紋章等、多様な傾向を示すことが認められ、特に美を中心と考えられる紋章が比較的に多かったことは意外であった。これは武家紋のおこりは必ずしも目印ばかりでなかったと考えられる。たとえ、その始めは目印にあったとしても、家紋という形をとる場合、簡潔に加えて美に対する憧れも生ずるであろう。公卿の生活は衰えたとしても、公卿社会の持つ高い優美な文化は武士の羨望の的であり、それを模倣することも考えられるわけである。その他宗教的意義を持つもの、あるいは瑞祥的な意義を持つもの、記念的な意義を持つもの等多様な紋章の中で、これらの紋章を家紋として定めた基礎になっている鎌倉武士の生活感情を、これらの紋章を通して汲み取っていかなければならぬ問題であろうと考えられる。

つぎに紋章分布について考えられることは、鎌倉時代においては幕府の存在した鎌倉を中心に関東地方、中部地方、近畿地方に拡がり、奥

羽、中国、四国、九州地方は僅かに用いられているのみであった。これらの事実から鎌倉時代における武家紋は鎌倉武士の群居した地方で多く用されていることが推察できた。

本論文においては鎌倉幕府の滅亡後、足利尊氏の幕府開設に始まり、南北朝の抗争、および戦国時代における武将の紋章をまとめた。これらの紋章からこの時代の紋章の特徴、および地域的の関係を考察し時代的特色を見たいと考える。

本論文においては室町時代を二つに分けて考え足利氏全盛時代を前期とし、応仁の乱以後を後期として、それぞれの武将の紋章をまとめた。

2. 室町前期の武将の紋章

この時代に足利家諸大名はどのような紋章を用いたかを表1にまとめて示す。

表1の結果から、紋章を用いた武将数は143氏である。この分類に従って考察を進める。

植 物 紋

桐 紋

この紋はこの時代に最も用いられている紋章であり、武将は20氏を数える。足利尊氏が後醍醐天皇より菊紋と共に下賜されたと記されており、この紋は前論文で述べた引両紋と共に足利氏の家紋になったものである。⁽¹⁾ 桐紋中五七の桐が多く13氏を占めておりのことからも歴功により尊氏から与えられたものと推察することが出来る。つぎに合成紋である五七の桐に杵築筐を用いている4人の山名氏は、尊氏から与えられた桐紋と家紋の杵築筐を合わせて家紋と

したものであろう。また五三の桐は三氏のみであり、この時代に比して鎌倉時代は五三の桐のみである。これらのことから、室町前期と鎌

倉時代の桐紋の種類の違いを見ることができる。

竹紋

表1 足利前期諸大名の紋章

A 文様紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
巴紋	左二つ巴	渋川中務大輔直頼	目結紋	佐々木佐渡入道道替 佐々木近江判官秀綱	近江江
	左三つ巴	宇都宮治部大輔公綱		佐々木太夫判官氏頼 佐々木四郎左衛門直綱 佐々木山田五郎左衛門尉	近江江
	右三つ巴	宇都宮下野守氏綱 結城左衛門尉朝祐 九鬼兵庫次郎景義 小早川又次郎次平		信詮 佐々木近江四郎氏綱 佐々木大原判官時親 佐々木五郎左衛門尉定詮 木村長門四郎義兼	近江江江江
	丸に右三つ巴	有馬出羽守義祐		木村長門四郎義兼	近江江
	二引両に左三つ巴	赤松次郎則村入道円心 赤松信濃守範資 赤松筑前守貞範 赤松律師則祐		丸に隅立一つ目結	田中下総三郎清次
	九曜巴	香川五郎次郎和景		上野	上野
	鱗巴	山田伊勢守義元		輪	高武藏守師直 高越後守師泰
	丸に二つ引	斯波次郎大輔義将 細川阿波守和氏		達	高駿河守師茂
	糸輪に二つ引	大館中務大輔幸氏 大館左馬助氏明		花輪達	高太郎左衛門尉師秋 佐々木塙屋判官高貞
	石持地ぬき丸に三つ引	尾張修理大夫高経 足利式部太輔家兼 斯波民部少輔氏経 斯波左近將監氏頼		紋	上野
両紋	丸に一つ引	桃井修理亮義盛	菱	花菱	武田甲斐守信武 武田伊豆守氏信
	丸に三つ引	三浦遠江守行連 三浦左衛門尉高連		三階菱	小笠原兵庫頭貞宗
	丸にたて一つ引	中条備前守秀長		五階菱	秋山新蔵人朝政
	丸にたて二つ引	伊達輝正少彌宗遠 曾我左衛門尉師助		大内菱(山口菱)	大内周防権介弘世
				菱角に四つ菱	里見民部少輔義宗
				亀甲に二月文字	小田伊賀守家治
				三亀甲	深谷左近將監通次
紋			村濃紋	二村二階堂濃	二階堂美濃守行通(W形) 二階堂山城三郎行光(M形)
				木瓜に二引両	富永孫四郎行継
				唐花	松田助太郎頼済
					相前

B 植物紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地	
桐	五七の桐	細川兵部太輔頤氏 細川左衛門佐氏春 島山阿波守国清入道道替 島山右衛門尉基国	阿波阿紀河内	紋	吉良左近將監貞経 吉良左京大夫満義 吉良治部大輔満定 今川五郎国範入道心省	三河三上骏河遠江

桐紋	五七の桐	今川中務少輔範氏	駿	河	桔梗紋	土岐大膳大夫頼康	美	濃
		今川伊予守貞世	遠	江	土岐桔梗	土岐明智次郎頼兼	美	濃
		今川駿岐守氏兼	讃	岐		土岐新蔵人頼雄	美	濃
		今川駿河守頼貞	駿河之内	馬				
		宗鬼刑部少輔頼茂	対					
	五三の桐	荒川三河守詮頼	三	河	桜紋	細川相模守清氏	讃	岐
		荒川治部少輔詮長	三	河		細川淡路守満春	淡	路
		上野左右大夫詮兼				細川刑部太輔頼春	讃	岐
	五七の桐に杵築笛	山名伊豆守時氏	但馬因幡		龍胆紋	木曾藤田三郎義行	信	州
		山名三河守兼義	但馬			高橋左馬介頼方	三	河
		山名右衛門左衛門氏	因		松紋	丸に三つ盛二階松	備	前
		山名修理大夫義理	幡		柏紋	千秋左衛門大夫惟範	三	河
竹紋	竹輪笠に(25枚笛)對い雀	上杉民部大輔憲顯	越	後	梶紋	立梶の葉	肥	前
		上杉弾正少弼朝房	相	州		松浦肥前守晶栄		
	丸に25枚笛に雀	箸尾藤徳丸	和	州	菊紋	籠架菊紋	甲斐	
		(大和)				逸見八郎信茂		
	三本竹	栗飯原下總守清胤	下	総	橘紋	設樂右兵衛尉信実	三	河

C 器財器具紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地		
車紋	源氏車	仁木左京大夫頼章	丹波	檜扇に四目結(山崎檜扇)	山崎右馬介広長	近江	
		仁木右京大夫義長	伊				
		仁木修理亮義氏	但馬	鉸具	佐波民部大輔元連	尾張	
		仁木弾正少弼頼勝	讃岐	鉸具に雁	飯尾左衛門大夫信弘	尾張	
扇紋	月の丸扇	佐竹上総介貞義	常陸	杏葉紋	大友修理大夫泰	豊後	
		佐竹左馬頭義敦	常陸		大宰少弐頼房入道本通	筑後	
		佐竹掃部助師義	常陸				
枠紋	三つ入枠	横田玄蕃允元房	信州	矢紋	並び矢	梶原河内守景茂	相州
瓶紋子	並び瓶子	宇佐美三郎祐氏	伊豆	車扇配団紋	小幡唐団扇	小幡左衛門尉景義	上野
洲浜紋	三つ盛洲浜	越智彈正通包	大和				
		足長洲浜	安芸				

D 天文地理紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地	
星紋	九曜紋	細川掃部頭師氏	淡路	(松浦星)	饗場命鶴丸氏国	美濃
		細川卿律師定禪	讃岐	一字三つ星	毛利右馬頭師親	安芸
		細川武藏守頼之	下総		毛利治部大輔廣房	
		千葉介貞胤	介州	八曜紋	富樫介高家	加賀
紋	十曜紋	土肥美濃守高直	相模	七曜紋	根津小次郎幸久	信州
		荒尾治部少輔元亮	州	日紋	斎藤左衛門大夫利康	美濃
	三つ星紋	伊東大和守氏祐	肥前	丸霞紋	安田民部大輔仲景	甲斐
		伊東三郎祐武	肥前			
		佐々木二郎佐衛門尉頼綱	備前			
		佐々木三郎左衛門尉信胤	備前			

E 動物紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
蝶 紋	揚羽蝶	関民部少輔政勝	伊勢	鳳紋	並び鷹の羽
	對い蝶	伊勢伊勢守貞行	丹波	鳳凰紋	立鳳圓に堅引両
	三つ揚羽蝶	大島謙岐守義政	上野		波多野上野前司宣通 波多野三郎信通
					相州丹波

F 文字紋

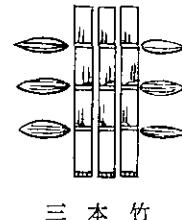
紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
文字 紋	梅輪に一文字	一色右馬助頼行	丹後	上文字	村上周防守義安
		一色左京大夫詮範	丹後	左文字	大内周防權介弘幸
	丸に丹文字	安保肥前守忠真	武藏	丸に十文字	鶴津四郎左衛門貞久
					薩摩

G 築造物紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
毬紋	立て三つ石	土屋備前守範遠	庵紋	庵内木瓜	狩野下野三郎義次
		相州		庵に二木瓜紋	海老名尾張六郎季直
					武藏

紋章において竹紋と笹紋はこれを混同している。表に示されている紋も、竹に雀または笹に雀と呼んでいる。上杉氏、簗尾氏の紋章は竹に雀を組合せたものである。竹に雀を組合せたのは梅に鶯と同じであり、竹に雀の文様から転じ、観賞的意義を持つものであろう。これらの紋の雀は、その目はつぶらに愛らしく描かず怒った表情に表現されている。これは武士としてのいかつきを表現するためのものであろうか。

栗飯原氏は三本竹紋である。この紋は3本の竹がそのまま直立している状態で描かれている。竹の特性を愛して家紋にしたものであろう。



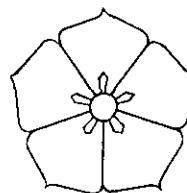
三本竹

竹紋の形としては、二種類に分けられ、竹の輪になたつものと、竹をそのまま立てて用いたものがある。

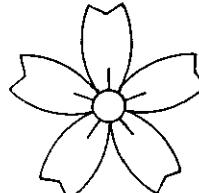
桔梗紋

秋の七草の一である桔梗は美濃の豪族土岐氏の家紋である。土岐一族は美濃国中にひろがりさかえたので、土岐氏出の武士の家紋は殆ん

ど桔梗であるといわれる。



土岐桔梗



細川桜

桜紋

桜は平安時代から親しまれ、衣服や道具の文様として用いられてきたのは前論文で述べた通りである。細川氏の用いている細川桜は花弁の細いものであり、姓にちなんで花弁に変化をつけたものであろうか。

竜胆紋

笪りんどうが源氏の家紋であることは前論文でも述べた通りである。この時代には1武将しか用いておらず、また笪りんどうに笠紋を用いているのも高橋氏のみである。この紋は、足利時代にはあまり用いられていない。

菊紋

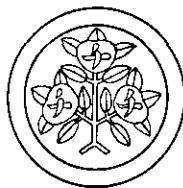
逸見氏が用いている籬架菊紋は完全に写実的な紋である。菊の花はその形や香りも気高いと

ころから、古くから愛好されていたといわれる。鎌倉初期後鳥羽上皇は大変菊を好み、衣服、輿車、刀剣等に菊の文様を持って飾られ、のちの天皇がこれを用いられたためいつしか皇室

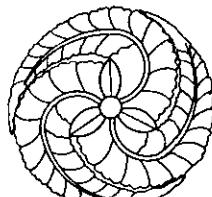
の御紋章になったと記されている。現代の菊紋は普通花弁と葉とから成っているが、この逸見氏の用いている籬架菊が後にどのように変化したものかを調べるのも意味ある課題であると考えられる。また設楽氏の紋は菊と記されてあるだけで、どのような形態か不明である。

橋 紋

丸に橋にチ文字紋を薬師寺氏が用いている。



丸に橋にチ文字



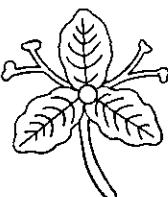
左三つ巴藤

また小寺氏は橋藤巴を用いている。この二氏の橋紋とも合成紋である。薬師寺氏の紋はチ文字が三つの花弁の中に配置されており、このチの字はどのような意味を持つものであろうか。また小寺氏の紋章は橋と藤の花を巧みに組合せており、技的な美しさを見ることができる。

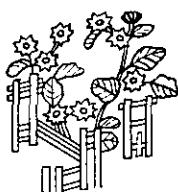
柏 紋

千秋氏の紋章は三葉柏に枝が出ているものである。柏の葉は古代において食物を盛る器であったことは前論文で述べた通りであるが、一面において樹木の葉をまもる「葉守の神」は柏の木に宿るとされており、この葉を神事に用いた神職者が使用したといわれる。千秋氏は熱田大宮司であることから、この柏紋を用いたのであろう。

松 紋



枝 柏



籬架菊

この紋章は瑞祥的意義を持つ紋と思われるが風雪に耐え、四季緑色を呈する松は常盤の松、松の齡等といわれ、古くから新年の門松として用いられたという。文様は衣服、調度品として用いられ、また祝儀にもかかせぬものであり、日本人としてきわめて身近になっている。松田氏の用いているのは丸に三つ盛二階松である。姓の松の字も加わり家紋としたのであろう。

梶 紋

上古において、梶の葉は神前に供物を供える器とされたという。また平安時代の七夕祭には、この葉に和歌を書いて牽牛、織女を祝ったという。一方、神饌を盛る器から神官が文様とし、いつしか神紋となったといわれ、この紋は諏訪神社の神紋である。用いている松浦氏は信仰的意義からこの紋章を用いたのであろうか。

以上植物紋を述べたのであるが、これらの紋章で考えられることは、丸を付した形が比較的に少ないとある。これは、前論文で述べたように紋章が衣服に定着して円形の中に修められるようになった事から考えると、家紋として用いた初期においては当然の事と思われる。

文様紋

引両紋

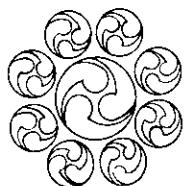
この時代において桐紋の次に用いられているのは引両紋である。この紋は前述したように足利氏の家紋である。ゆえに此の紋も五七の桐と同様に非常に価値あるものとなり、これを受け取るものは桐紋同様最高の名誉であったものと考えられる。引両紋を用いているのは14武将であり、前述の植物紋は丸を付したのが少ないのに対して、全引両とも丸の中に收められており、この外郭の円は2人の大館氏をのぞきあと武将は現代紋の中輪とほぼ同様の太さを有している。なお鎌倉時代に多く用いられていた輪郭のみの細い丸は20氏中の5氏であった。また此の時代にも鎌倉時代と同様に石持地ぬき紋を見ることができる。この紋は白黒の効果を逆にするという考え方から生まれたものであろうか。

巴紋

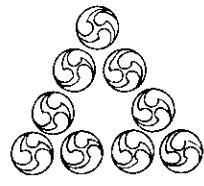
引両紋の次に多用されているのは巴紋である。前論文で述べたように巴文様は鎌倉時代に大流行し、衣服、家具調度に付されたと云われ、しかも紋章においても一番多用された紋であった。この室町時代には13武将が用いており、二つ巴、三つ巴が多く用いられているが、4人の赤松氏の用いているのは二引両に右三つ巴である。そしてこの引両紋は、將軍からの挙領とは関係ないといわれる。また香川氏は九曜巴を、山田氏は鱗巴を用いている。



二引両右三つ巴



九曜巴



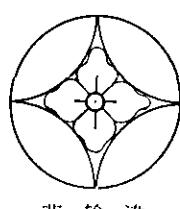
鱗巴

目結紋

前論文でも述べたように近江で栄えた佐々木氏一族が用いており、平四つ目は2武将が、隅立四つ目は7武将が用いている。また田中氏の丸に隅立一つ目結は形が釘抜紋と全く同じなので、どちらであるのか区別がつかない。しかしその発生は目結は染文様からきたものであり、釘抜紋は大工道具の釘抜をかたどった紋であるので全く別のものである。

輪違紋

輪を2個以上合せたものをいい、中に唐花等を配したものを花輪違といいう。この紋は輪違い文様から転化したものであるといわれる。



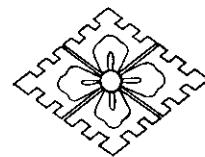
花輪違

この文様は上下左右に連続した文様の一部で、四方擣、十方ともいわれ、それから転化して七宝ともいわれる。この紋を用いる高氏4氏のうち武藏守は輪と中に配した唐花の間の空間を染めているのが他の3氏

と異なり、また佐々木氏は唐花の部分を染め、しかも唐花の花弁は細長いものを用いている。

菱紋・花菱紋

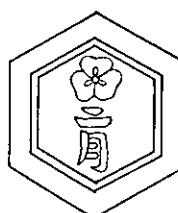
⁽¹⁾ 武田氏の一族が菱紋を用いたのは前論文で述べた通りである。この時代には、鎌倉時代に多く用いられていた割菱は調べた限りでは用いられておらず、三階菱は鎌倉時代と同じく小笠原氏が用い、また重なりが五段になった五階菱は秋山氏が使用している。また大内氏の家紋である。大内菱は、割菱の周囲にきざみを入れ、その中に唐花菱を組合せたものである。つぎに里見氏は、菱角に割菱を組合せている。また武田氏は花菱紋を用いており、この二武将の紋章を比較してみると、伊豆守のそれより甲斐守の紋章の方が横に長い形である。これらの事実からこの時代にすでに図案の変化も多く考案され、工夫されているといえるのではなかろうか。



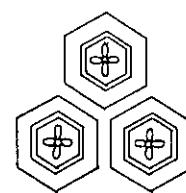
大内菱

亀甲紋

⁽²⁾ 亀甲紋は前論文でも述べたように亀の甲殻を形どった紋であり、この紋章も菱紋と同様にかなり技巧された紋ということができよう。この時代には2武将が亀甲紋を用いているが、小田氏の家紋は、亀甲の中に酢漿草と二月文字であり、単独に亀甲を用いてはいない、亀甲を輪郭として酢漿草と二月文字を組合せているが、これはどのような意味を持つのであろう。また深谷氏は、三亀甲である。これは亀甲の中に唐花を包容している文様として描かれている連続亀甲の三つをとり、組合せたもので、亀を瑞祥の動物として家紋としたものであろう。



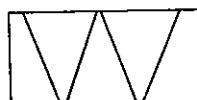
亀甲に二月文字



三亀甲

村濃紋

村紺紋ともいう。同色で濃淡のむらを出す染文様を形象化したものである。この紋は色彩を主とした紋章であったらしいので尚美的な意味をもつてであろう。この紋を用いている2人の二階堂氏のうち美濃守行通はW形であり、山城三郎行光はM形村濃である。



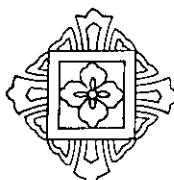
二階堂村濃

木瓜紋

木瓜に二引両を組合せたものを富永氏が用いている。

唐花紋

この大陸伝来の文様をかたどって作られた紋は、松田氏の家紋である。松田氏の用いている紋章は唐花を長方形のわくで囲み、さらにその外側のそれぞれの辺に唐花の花弁を配置し、四隅をさらに囲っているという他の紋章とは異なったデザインである。これは、装饰的な意味でされたものかはわからない。尚唐花は実在しない花であり、花弁の先端にある突起が他の花と見わかる決め手のようである。



唐花

以上、文様紋を述べたが、これらの紋において引両紋が一番用いられているのも時代的特色であり、その他の文様紋でも鎌倉時代と類似の傾向を示し、現在の文様紋で最も多用されている木瓜は、前時代も含めてわずかである。

器材器具紋

車 紋

二木氏が源氏車を用いている。形は4氏とも車輪全形のもので、軸の数は仁木修理亮義氏は12本であり、あの3氏は8本のものを使用している。

扇 紋

佐竹氏が月の丸扇を用いているが、これは鎌倉時代の佐竹氏の子孫と思われる。

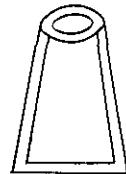
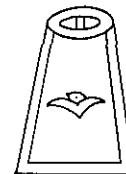
杏葉紋

花杏葉を大友、大宰の2氏が用いており大友

氏は鎌倉時代から用いている。

鉗具紋

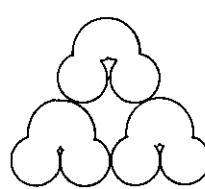
鉗具は鎧の刀革につけた尾錠のような金具のことである。これを用いたのは、鎧と戦いとの関係から尚武的意義からであろう。鉗具紋には留金のあるものとないものの種類がある。そしてこれに遺雁を添えたものと添えないものがある。飯尾氏の紋章は鉗具に雁金であり、留金がついており、佐波氏の紋章は鉗具だけである。鉗具に雁金そして留金はついていない。



鉗具

洲浜紋

洲浜紋は洲浜台をかたどった紋章である。洲浜台は蓬萊台、島台とも呼ばれ、鶴亀や松竹梅、あるいは尉と姥の飾物をのせた台であるといふ。平安時代から寿を祝う宴席に用意されたとのことである。また文様では、衣服、調度品に描かれており、これらの事から瑞祥的意義を持つ紋章と思われる。越智氏は洲浜を3ヶ組合せた三つ盛洲浜を用いており、完戸氏の家紋は足長洲浜である。家紋としての洲浜は文様や実物よりもふくらみを持っており、三つの円形を寄せ合せたように見える。



三つ盛洲浜



足長洲浜

柵 紋

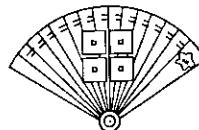
横田氏が柵を家紋としているが、これは直線を重ねた正方形で簡単に識別出来、しかも「増す」の意味で一家の繁栄を願って家紋としたものと思われる。

瓶子紋

宇佐美氏が用いているのは鎌倉時代と同じである。

檜扇紋

檜扇をかたどった紋のこと、檜扇とは、檜の薄板で作り、糸でこれを縫つたものである。そしてこの扇は、老若の別、男女の別ができた程公卿の日常生活にとけ込んでいたという。山崎氏が檜扇に四目結の家紋を用いている。これを紋章に用いたのは、形が優雅であり、また扇と同じに末が広がっていて繁栄あるいは増大を象徴するという瑞祥的意義からであろうし、また近江に住していたので栄えていた佐々木氏の家紋も合せ用いたものと思われる。



山崎 檜扇

軍配団扇紋

軍配団扇紋は、関東北方の児玉党（武士団）が党旗に採用したという。この党の子孫は武藏にいてその一族が繁榮し、そこを中心として上野、下野にまでおよび、小幡氏もその一族である。

矢 紋

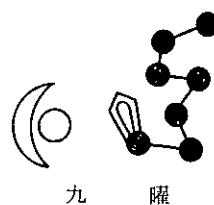
梶原氏の用いている並び矢は、鎌倉武将の梶原平三景時（相模）の用いているものと同じである。

天文・地理紋

九曜紋

6人の武将が用いており、細川氏、土肥氏、千葉氏とも鎌倉時代より用いている。九曜は、天地四方を守護する仏神として信仰されたといい、平安時代の末には九曜曼荼羅の信仰があったことが記されている。このように崇拜されたものであるから、これを衣服または輿車に用い、守護を願ったものと思われる。大武鑑には『細川頼之七曜を信じて是を紋所とす 然るに義満將軍幼年に依て頼之名代として九州発向の節日月の御旗を預け給う 是より七曜に二曜をそへて九曜を紋所とす

此すがたをそへたり 是より九曜の紋初といへり、と記されている。九曜とは、日（太陽・千手観音）、月（大陰・勢至



九 曜

菩薩）、火（熒惑星・虚空藏菩薩）、水（辰星・弥勒菩薩）、木（歲星・藥師如來）、金（太白星・阿彌陀如來）、土（鎮星・聖觀音）、羅睺星（不動明王）、計都星（昂・昴迦如來）の九つを云う。

七曜紋・八曜紋・十曜紋

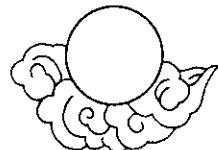
七曜紋は北斗七星をかたどった紋章で、根津氏が家紋とし、八曜紋は富樫氏が用いているのは鎌倉時代と同様である。また十曜紋は二人の伊東氏が用いている。

三つ星紋

備前の佐々木氏がこの紋章を用いている。三星というのは、大將軍星、左將軍星、右將軍星の三つをさし、武神として信仰されていた。同じく饗場氏の紋は、三つ星の間隔のはなれたものである。また毛利氏は一文字三つ星紋を家紋としており、一文字はものの始めとされ一番槍等を誇りとする武士には歓迎される字である。

日丸紋

斎藤氏が日に雲を配した紋を用いている。太陽の形は印としても描きやすく、平安時代の末から「金の日出したる皆朱の扇」が好んで用いられた



日 に 雲

という。また戦国時代の旗等に紅で日の丸を描いたものを用いたというが、これはその鮮明さが武士たちに受け入れられたものと思われる。また太陽は万物生成の根元として崇められていたために家紋とされたのであろう。

動物紋

蝶 紋

蝶の文様から転化したといわれるこの紋は、鎌倉時代と同様にその華麗さゆえに武将が用いたものと思われる。揚羽蝶、対蝶、三つ揚羽蝶それぞれに一武将が用いており、前時代のように飛蝶が多い傾向は見られない。

鳳凰紋

波多野氏が鳳凰堅引両紋を用いている。この紋は鳳凰紋と二引両紋との組合せである。これは、当時將軍家の家紋が二引両であり、これを將軍から賜り、瑞鳥として尊重されていた鳳凰

と組合せて家紋に制定したものと考えられる。鳳凰には、立鳳凰、飛鳳凰、鳳凰丸の三種があるが、波多野氏のような立鳳凰の形態の紋章はあまり見られない。

鷹羽紋

菊地氏が並び鷹羽紋を用いているが、これは鎌倉時代の菊地氏が用いたものと同様である。

文字紋

梅輪に一文字

一色氏が梅の輪に一字を用いている。一字は簡潔であること、識別しやすいこと、また「かつ」と訓み一字には敵なしとの意味があるとも信じられていたという。

これらの事からこれを紋章とし、輪郭に梅の輪を用いて美しさを添えたものではなかろうか。

丸に丹文字・上文字、丸に十文字

これらの紋章はそれぞれ、安保氏、村上氏、嶋津氏が用いており、鎌倉時代武将のそれぞれ子孫である。

左万字

大内氏が用いている。

築造物紋

庵紋

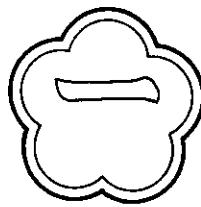
庵に木瓜を用いている狩野氏は鎌倉時代と同様である。また海老名氏は庵に二木瓜を用いている。庵に木瓜紋は曾我氏の家紋として有名であることは前論文に述べたが、この庵はこの時代の2氏を比較して見てかなり相違しているように思われる。すなわち狩野氏の庵は現代のもののように屋根と柱とからなり、海老名氏の場合の庵は琴の駒に似ており一見して庵と判断しにくい。

立て三つ石

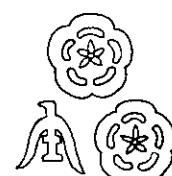
斎紋は方形の敷石のことであり、衣服の文様



鳳凰豎引両



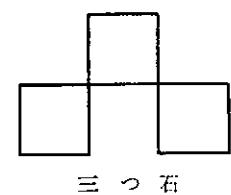
梅輪ニ一文字



木瓜に庵

から転化したものであることは前論文でも述べたが、土屋氏は三斎であり、この方形は正方形のものである。尚方形には正方形のものと長方形のものと2種類ある。

以上、表1の結果を考察していったのであるが、霞紋として表に入れておいた安田氏の紋章は図1のような形をしており、現代の霞によく似ているが、調べた限りではこの時代に霞を単独に用いているという文献が見あたらず不明である。またこの紋は、洲浜紋の変形とも考えられる。



三つ石

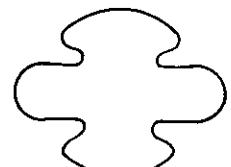


図1

3. 室町後期の武将の紋章

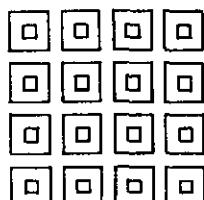
表2の結果から、この時代の特徴は、桐紋と引両紋が他の紋章に比べて多いという事であろう。調べた武将121名中の24名が桐紋を用いており、また29名の武将は引両紋を家紋としている。しかも8武将は桐数と引両紋の二つを家紋としていることがわかる。この中には吉良、渋河、石橋家等のように將軍家一族が含まれているが、前期に比べこの二つの紋章を用いる武将があふえている。この理由として、すでに足利氏全盛時代を過ぎた室町後期においてもこれらの紋章を家紋とすることは最高の名誉であったろうし、また紋章が家紋として完全に定着をしたものとも考えられる。

前述した順序に従って室町後期の紋章を述べると、植物紋では、上述したように桐紋が多く、また前期に比較して紋章の種類が少ないとがわかる。すなわち、竹紋を用いている上杉氏一族が栄え、また土岐桔梗の美濃の土岐氏が前時代から続いているが、あとは沢瀉紋の2名の築田氏と薦紋、藤紋がそれぞれ一武将によって用いられているのみである。

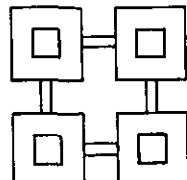
文様紋では、引両紋が多い事を述べたが、次



六つ目結



16目結



四つ目つなぎ

に用いられているのは巴紋である。この紋は前

述したように鎌倉時代の流行文様であり、しかもこの文様の持つ意味が武士の感情、信仰を象徴してこの時代まで引き続き多用されていると考えられる。また目結紋は、前期と同様近江の

佐々木氏の家紋であり、四つ目結を用いている

表2 足利後期諸大名の紋章

A 文様紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地	
目 結 紋	隅立四つ目	佐々木大膳大夫持瀬朝臣 京極加賀守高数朝臣	近江 雲 岐 駿 飛 出	長尾左衛門尉景信 長尾但馬守景文	上野 上野	
	四つ目つなぎ	佐々木六角大膳大夫高頼朝臣	近江	三盛亀甲に七曜 子持亀甲にかたばみ	二階堂遠江守盛重 小出讚岐守知久	陸奥 常陸
	四つ目	佐々木近江守信久	伊豆	三盛亀甲に唐花	二階堂左衛門尉政行	陸奥
	十六目結	本間内蔵助泰直	佐渡		吉良左兵衛佐義真朝臣 吉良左京大夫義勝朝臣	三河 河内
	六つ目結	武藤出羽守成秀	出羽		石橋右衛門佐治義朝臣 馬頭權教將朝仁右木臣	若狭 伊尾 丹波
	花菱紋	武田大膳大夫信賢朝臣 武田刑部少輔信昌 武田上総介信英	安芸 甲斐 上總		斯波右兵衛督義敏 細川右京大夫勝元朝臣	張阿波 丹波 根津
菱 紋	割菱	蠣崎内宮少輔光広	松前 蝦夷		畠山右衛門佐義就朝臣 細川讚岐守成之朝臣	河内 紀伊
	大内菱	大内修理大夫持世	長門		斯波修理大夫持種朝臣	阿波 前田
	三階菱	小笠原大膳大夫清宗	信濃		細川民部少輔持久朝臣 細川刑部少輔教春朝臣	中 泉
	松皮菱	大井越前守教光	信濃		細川中務少輔少経朝臣 細川右馬頭持賢	和 波
巴 紋	二引両に右三つ巴	赤松新蔵人元久 赤松有馬上総介元家	播磨 攝津		細川民部少守持益 細川下野入道常忻	淡 安
	左三つ巴	小山下野守成長 白川結城彈正少弼政朝	下野 奥		細川談路守成春 里見民部少輔義実	筑前 筑後
	右三つ巴	結城左衛門佐氏広 宇都宮右馬頭正綱 江戸但馬守通勝	下総 下野 常陸		渋川左近大夫將監義俊朝臣 上野民部大輔持頼	見馬 山城 河相
	左二つ巴	中沼又四郎宗常	下野 武藏		足利左馬頭權頭成氏朝臣	模
	右二つ巴	大森隱岐守実頼 大森左衛門佐持康	相模 相模		山名右衛門督持豊朝臣 山名相模守教之朝臣	但馬 伯美因
	九曜巴	長尾尾張守忠景 長尾信濃守能景	上越		山名兵庫頭教氏 酒井越中守定隆	智作幡予
引 紋						伊上
二引両						
両						
三引両						
紋						
一引両						

三引両	三浦相模介時高 三浦葦名修理大夫盛高	相 陸	模 奥	堅三引両	伊達大膳大夫持宗	陸 奥
-----	-----------------------	--------	--------	------	----------	--------

B 植物紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
桐	吉良左兵衛佐義真朝臣 吉良左京大夫義勝朝臣 石橋右衛門佐治義朝臣 仁木兵部大輔成長朝臣 今川治部大輔義忠朝臣 今川左京大夫貞相朝臣 斯波右兵衛督義敏 細川右京大夫勝元朝臣 富山右衛門佐義就朝臣 一色左京大夫義直朝臣 畠山左衛門佐義統朝臣 斯波大崎左京大夫政兼 二本松修理大夫持泰 横瀬信濃守国繁 桐生左衛門尉重綱 和賀中務大輔義翁	三 三 若 丹 駿 尾 齋岐, 波, 攝津 河内, 參河, 伊勢, 能	河 河 狹 波 河 江 張 阿 波 紀伊 伊 若狭 登	成田五郎左衛門尉資貞 足利左馬権頭成氏朝臣 土岐民部大輔頼秋 土岐美濃守成頼朝臣 笛輪に鬼 鳥	武 藏 模 相 模 美濃, 尾張 美濃
	遠	竹	善民部少輔倫乗	上野	
	尾	竹に三羽 飛雀	上杉民部大輔頤定 上杉上条相模守房定 上杉修理大夫政真	伊豆, 上野 越後, 近江 相模	
	齋岐, 波, 攝津 河内, 參河, 伊勢, 能	紋	上杉八条中務大輔満定 上杉宅間齋岐守憲時 上杉小山田三郎定頼 上杉広庭鼻和左馬助房憲	武 藏 模 相模, 武藏 武藏, 陸奥	
	ア	藤紋	下り藤	豊島勘解由左衛門尉泰経	武藏
	ア	沢瀉紋	三本沢瀉	築田中務大輔成助 築田下野守孝助	下野 下總
	ア	竜胆紋	六竜胆車	北畠左衛門督俊具	陸奥
	ア	竜胆紋	笛竜胆	木曾伊予守義元	信濃
	ア	丸に笛竜胆	石川中務大輔成光	陸奥	
紋	渋川左近大夫将監義俊朝臣 畠山左馬頭成純 赤松治部少輔持彦 畠山中務少輔政光 赤松刑部少輔教貞 最上左衛門佐義淳	筑 紀 撰 紀 播 出	前 伊 津 伊 磨 羽		
		ア			
		ア			
		ア			
		ア			

C 器財器具紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
七紋宝	七宝に花菱	佐々木鞍智紀伊宇高持	備前	弦紋卷	佐貫左衛門照武
杏葉紋	花杏葉	大友中務大輔持直	豊後	扇紋	月の丸扇
	抱杏葉	摂津掃部頭之親	山城	楓扇紋	佐竹右京大夫義人
矢紋	違い矢	太田左衛門大夫尉持資	相模, 武藏	楓扇紋	長野右京亮榮景
	三本矢	梶原美作守経景	武藏	楓扇に違鷹羽	安東太郎盛季
			車うち配わ	軍配うちわに五福	出羽
				小幡右衛門佐定高	上野

D 天文地理紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
星紋	八曜紋	富樫加賀権介成春	加賀	伊北備中守満胤	上総
	十曜紋	千葉介実胤 千葉馬加陸奥守孝胤	下総 下総	三星	沼田但馬守照則
	九曜紋	相馬修理亮胤広 海上備中守節胤	下総 下総	七星	葛西刑部大輔親宗
				一文字三つ星	那波刑部少輔宗俊

E 動物紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
蝶 紋	対い蝶	伊勢伊勢守貞親 常陸大掾清幹	丹波常陸	鶴紋	鶴丸 南部大膳大夫政盛
	揚羽蝶	江戸三郎通幹 江戸右京亮重広	常陸藏	雁紋	細輪に二雁 倉賀野三河守行政
					上野

F 文字紋

紋章名	武将名	居住地	紋章名	武将名	居住地
文字 紋	丸に一文字	那須越後守資持	下野	追洲流紋	追州流
	上文字紋	村上左京大夫満清 村上左京大夫持清	信濃上総	小野寺備前守政道	出羽

が、この時代の特徴は四つ目結以外の六つ目結および16目結が用いられており、また四つ目結の変形としての四つ目つなぎを近江の佐々木氏が家紋としている。

次に花菱紋、菱紋は、前期同様前者は武田氏であり、後者は大内氏、小笠原氏等、この紋章も前期同様の傾向を示しているが、この時代になって松前蝦夷の蠣崎氏が割菱を用いている。蠣崎氏は武田氏の子孫であるのでこの紋章を用いる事は当然と考えられる。

また亀甲紋は、前期と同様に合成紋の形で表現されている。すなわち、陸奥の二階堂氏は、盛重氏の方が三盛亀甲に七曜を、政行氏は三盛亀甲に唐花を用いており、常陸の小田氏は、子持ち亀甲にかたばみというように亀甲単独紋ではない。亀甲の簡潔な図案が他の文様を組合せる要因となっているのであろう。

以上が、後期に用いられている文様紋であり、前期と比較して用いられている種類は少なくなっている。これらの紋章を見ることにより繁栄している一族を知ることができる。

次に器材器具紋も前期に比べてその種類が少ない。引き続き用いられている紋章は、月の丸扇紋の佐竹氏、花杏葉紋の大友氏、並び矢の梶原氏、軍配うちわ紋の小幡氏のみである。これらの武将の用いている紋章の中で、梶原氏は前期では二本の並び矢が、この時代には三本になって用いられており、小幡氏の軍配うちわはそ

G 築造物紋

紋章名	武将名	居住地
追洲流紋	追州流	小野寺備前守政道

の中に五曜が付されていることに気が付く。梶原美作守は前期梶原氏からおよそ7代目にあたっており、これらの事を考えあわせると兵力の増大、あるいは一族の繁栄を意味して本数を増したようにも推察することができる。また小幡氏の場合は、前期左衛門尉景義も居を上野に構え、後期右衛門佐定高も同じく上野であるので一族と考えられるが、定高をさかのぼって見ると代々右衛門を襲名しているので、前期小幡氏との関係を見ることはできなかった。この器財器具紋は、前期においては用いている武将数に比べてその種類が多かったが、後期は前期に比較してその種類が少なく、このような現象は次の時代にはどのような推移を示すかは興味ある問題である。

天文地理紋では、後期は全部星紋である。この紋も前述の器財器具紋と同様に用いている武将は少なくなっている。九曜紋では、前期の細川氏が姿を消し、またその外の武将の子孫と考えられる武将も、この紋は用いていない。戦乱の時代をよく象徴している現象と考えられる。十曜紋を用いている千葉実胤は、前期において九曜紋を用いている。千葉介貞胤の5代目にあたっている。九曜紋から十曜紋への移行の原因を考えて見るに、大武鑑によると『関東の諸将士二つに分れし時 千葉介胤直その弟中務大輔賢胤は外戚の親に付て上杉右馬助憲顯に一味し

京都方と成て千葉の城に楯籠る 然るに胤直

の伯父千葉馬加陸奥守康胤は千葉大介満胤の一男なれとも母賤しければ打込まれて在つるか成氏朝臣の御方に参て旗を揚るにより胤直千葉を出て多胡志摩の両城に入 康胤直に両城へ押寄すき間もなく攻けるほとんに、胤直父子遂に打負享徳四年八月十三日胤宣多胡にて自害し 胤直は八月十五日志摩の東覚院にて自害す 千葉家の正嫡ここにおいて滅亡す 上杉はこれを聞き胤直の弟中務大輔賢胤の子実胤自胤二人を取立市川城に樋籠ければ 京都より東下野守常縁下向して是を助しかとも成氏朝臣の軍強して実胤自胤千葉へ入ることを得ず 武藏国石浜に移り胤直の遺跡を興す また康胤は成氏朝臣の命により千葉に入て満胤の長子と云を以て總領職となる 是千葉の分れて二流となる由来なり、と記されている。この記録から、千葉氏の九曜紋と十曜紋の関係を知ることができる。

八曜紋の富樫氏は、前期よりそのまま受継がれているが、その他の星紋には武将の盛衰をはっきりと見ることができる。

動物紋においては、対い蝶の伊勢伊勢守貞親が前期伊勢伊勢守貞行の子孫であり、また常陸大様清幹は伊勢守と祖先と同じにし、桓武天皇から出た桓武平氏である。これらの事から同じ紋章を用いていることがわかる。また揚羽蝶を用いている江戸氏も桓武天皇から出た桓武平氏である。以上のように、この時代に蝶紋を用いている武将は、全部桓武平氏であるといえよう。この時代のその他の動物紋では、鶴紋と雁紋をあげることができる。この二つの紋は前期には用いている武将ではなく、また雁紋の鎌倉時代との関係を知ることはできなかった。

次に、文字紋では村上氏が上文字紋を用いており、この上文字紋は鎌倉時代より村上氏の用いている紋章である。また那須氏が丸に一文字を家紋としており、後期はこの2種の文字紋のみが用いられている。

築造物紋では追洲流紋を小野寺氏が用いているが、この追洲流は追洲流しを象った紋である。追洲流しは河川の防水用の築造物で、籠の目のようなになっているものと杭になっているも

のとあり小野寺氏の紋は後者であり、どのような意味を持たせてこの紋を家紋と定めたのであろうか。

以上、室町前後期の紋章を述べたが、次にこれらの紋章を各編に分類してまとめ、どのような系統のものが比較的多く用いられているかを考えて行きたいと思う。

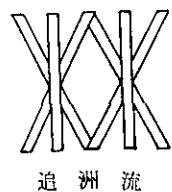
4. 各編分類による紋章数の比較

表1の結果をもとに各編ごとに紋章数を分類し、前論文の鎌倉武将の紋章もあわせて図2に示す。

図2の結果から、上記三時代を比較するとこれらの時代の共通点を見出すことができる。すなわち三時代とも文様紋が最も多く用いられており、その数から考えてみると室町前後期共、文様紋>植物紋>器財器具紋>天文地理紋>動物紋>文字紋>築造物紋の順である。また鎌倉時代は器財器具紋の次に文字紋が用いられている外は室町時代と同様である。以上の事実から時代的特色がよく表現されていると考えられる。すなわち、鎌倉時代に最も用いられているのは巴紋であった。巴文様の持つ意義が当時の武将の心情に受け入れられ、この時代にすでに家紋として武士の間に定着し始めたと考えられる。またこの時代に足利氏の引両紋がその一族により巴紋について用いられており、武田氏の菱紋、北条氏の鱗紋等、文様紋を用いる武将が多く、文様紋多用という結果を生じたのである。

また室町前期は足利氏の全盛時代であった。従って引両紋が当然持領という形において武将の名督として用いられ始めたであろうし、佐々木氏が栄え、従って目結紋も多く用いられ、また前時代から引き続き巴紋が用いられており、これらがこの時代の文様紋多用の原因であろうと考えられる。

次の室町後期には、前期にも増して引両紋が用いられ、また鎌倉時代からの巴紋の使用も多



追洲流

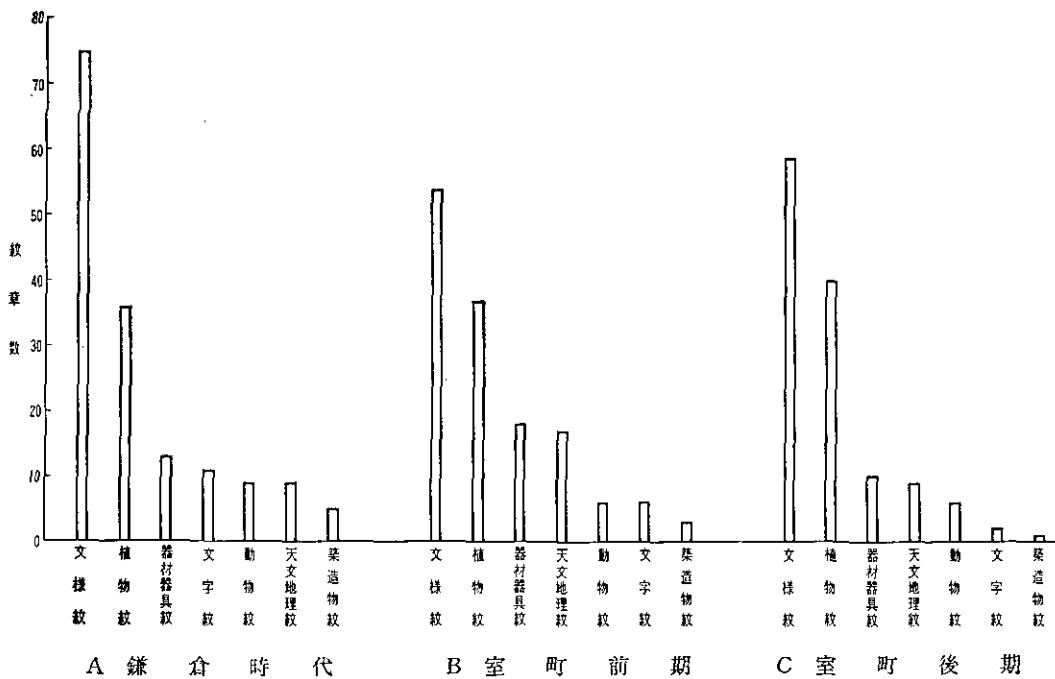


図2 各編分類による紋章数の比較

く、三時代を通しての引両紋、巴紋の多用が文様紋の多い理由になっていると考えられる。

以上の事実から、武家紋においては繁栄した武将の影響が如何に大きかったかを伺うことができるし、またこのような現象は何時の時代にも共通点としてあげられるであろう。

次に多い植物紋について見ると、三時代を通して最も用いられているのは桐紋である。この桐紋を三つの時代で比較してみると、鎌倉時代においてはこれを用いる11人の武将は全部五三の桐である。室町前期になると用いている武将20氏のうち五三の桐を用いているのは僅かに3武将で、あとの17武将は五七の桐を家紋としている。しかもそのうちの4人の武将は五七の桐に杵築籠であり、合成紋の形をとっている。また室町後期になるとこの紋を用いている武将が更にふえ24氏を数えるようになるが、前期と同様五七の桐を家紋としている武将が16人と、五三の桐より多くなっている。これは前述したように尊氏が五七の桐を拝領し、以後、引両紋と同様足利氏の家紋となった五七の桐を功

績ある武将に与えたからであろう。このように植物紋においても、足利氏の家紋となった桐紋が、年を経るに従って用いられているのが特徴である。その他の植物紋においても、時代的特色をよく表していると考えられる。すなわち、鎌倉時代は源氏の笪りんどう紋が多いが、室町前期になると鎌倉時代に比べて用いられている紋の種類が多くなり、武将の群居を示し、更に家紋が定着してきたことを物語っている。また室町後期は細川氏と山名氏の勢力争いが諸家の家督争いとからみ合って、ついに応仁、文明の大乱が勃発した時代である。幕府の実権は細川氏に移り、9代將軍義尚の江州征伐も諸大名の協力を得られず、幕府は京都を中心とする一地方勢力にすぎなくなってしまった。また各地の守護大名も多くは下臣に倒されてしまい、主家を倒した家臣はやがて戦国大名となっていたのである。このようにして荘園制度の崩壊に伴う目まぐるしい変化を示した時代の影響を受けているのか桐紋以外の植物紋においては、室町前期と比較すると、用いられている紋章数は種類が少

なく、上杉氏一族の竹紋の外は土岐氏の桔梗紋外3種類にすぎない。

次に用いられている器財器具紋について見ると、この種類の紋章は三時代を通して比較的に紋の種類が多いことがわかる。そしてこの紋章も、上述の植物紋と同様に、鎌倉時代より室町前期は紋の種類が増え、用いている武将が多いことがわかるが、後期は、紋の種類および武将数共に少なくなっている。次に用いられている紋は鎌倉時代においては文字紋であり、室町時代は前、後期共に天文地理紋である。これらの紋章で感じられることは、天文地理紋においてはその殆んどが星紋であり、これらの時代を流れていると考えられる古代、中世的な神仏中心、来世主義思想を表現しているように推察される。

また動物紋については、三時代を通して蝶紋が多く用いられており、勇壮な動物紋が少ない。これは勿論同じ紋章を用いている場合、その祖先を一にするという事が考えられるが、家紋に対する他のイメージも加わっていると推察される。

築造物紋は、三時代を通して用いられている数が最も少ない。築造物を家紋としたのはその美しさを中心としたと考えられるものが多いが、やはり特別な理由のない限りは家紋の対象にはなりにくかったのではないかろうか。

以上、三時代の紋章を各編の分類によって比較したのであるが、これらの時代を通していえることは、武家紋の起りである鎌倉時代に始まり、また紋章の定着していったと考えられる室町時代においても、尚美的意義を持つ紋章、或いは記念的意義を持つものが多いことがわかる。武家紋の起りは目印にあるといわれているが、これらの現象から、その起りは必らずしも簡潔な目印ばかりとはいわれないと考えられる。その時代の生活感情が、これらの紋章に組込まれているのは当然であるし、また美しいものに対するあこがれも自然の現象であろう。これらのことを見てみると、この三つの時代の幾種類かの紋章が次の時代にはどのように変化

し、また発展していくか、興味ある問題である。

5. 合成紋について

一つの事物のみではなく、二つのものを組合せた形の紋章が鎌倉時代から用いられている。それらの紋章を表3に示す。

表3 合成紋の名称

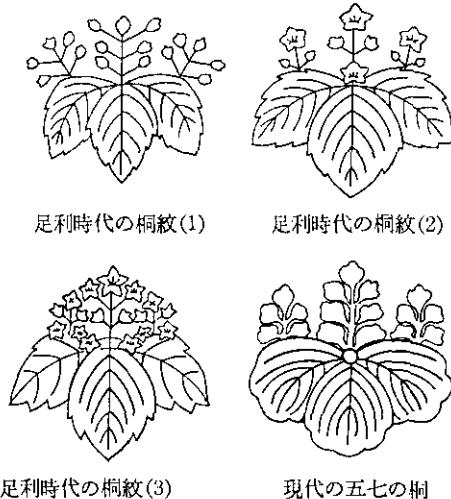
鎌倉時代	室町前期	室町後期
丸に笹竜胆 笠	七宝に唐花	二引両に右三つ巴
庵 木 瓜 井 柄 に 菊	五三の桐に笹竜胆	一文字三つ星
一文字三つ 星	一文字三つ星	三盛亀甲に七曜 子持亀甲にかたば み
	二引両に三巴	三盛亀甲に唐花
	笹輪に對い雀	庵木瓜
	庵木瓜	九曜巴
	堅引両に鳳凰	笹輪に鬼蕉
	龜甲に唐花に二月 文字	竹に二羽飛雀
	鉢具に雁金	七宝に花菱
	楳扇に四つ目結	楳扇に達磨羽
	木瓜に二引両	軍配うちわに五曜
	丸に橋にチの字	
	丸に笹竜胆笠	
	日に雲	

表3の結果から、鎌倉時代に比べて室町前後期共に合成紋使用が増加していることがわかる。また鎌倉時代の合成紋は、次の時代にそのまま子孫に受け継がれているが、これは当然である。室町時代にこのように増加した理由の一つは、拝領という形が考えられる。しかしこればかりではなく、当時流行した文様を自分の好みに従って変形、工夫して用いたものであろう。二つのものを組合せて紋章とした武将の生活感情をよく表現しているものと推察される。足利氏が京都室町に幕府を開いてからは、当然公武の交流がひんぱんになり、家紋にも公卿の影響が多分にあったのだろう。すなわち七宝に唐花、楳扇に四つ目結、子持亀甲にかたばみ、三盛亀甲に唐花、七宝に花菱紋に公卿文様を見ることができる。また一文字三つ星、日に雲、九曜巴、楳扇に達磨羽、軍配うちわに五曜、等の紋章からは、縁起的なもの、宗教的、呪術的なニュアンスを含みとることができる。

6. 紋章の形態の変化および種類の増加について

紋章を用いはじめた時には、その形は写実的なものであり、それから発達して、美しく抽象化されたものと考えられる。

桐紋で変化を見ると、図にも示されているよ



うにこの時代の桐紋は、花弁は上に広がった花茎の先端に実物の花に似た形でついており、花

茎がはっきりと描かれている。これに比べて現代桐紋は花茎は短かくまた密着している花弁もちようど側面から見た形に抽象化されている。また葉を比較すると、室町時代のものはその切込みが深く、また中心から周囲に走っている葉脈も自然の葉のそれに似ている。これに比較して現代紋は、葉そのものの形が丸く、また葉脈も、周囲の線にそって内側へ彎曲したなだらかな曲線が用いられている。このような変化は、この桐紋だけでなく、庵紋にも見ることができる。海老名氏の紋章に見られる庵は、如何にも草庵という感が深いが、現代紋でははっきりと柱が立ち、屋根が付されており、庵というより家の感じであり、これらの紋に時代の流れを見ることができる。また逸見氏の籬架菊紋は完全に写実的な紋である。籬架菊とは垣根に咲いた菊という意味であり、この写実的な紋が後世どのような変化を示すであろうか。

次に、紋の種類を鎌倉時代と比較した。鎌倉時代の紋章を表4に示す。

表1. 表2. 表4. の結果から、室町時代は各編の紋章とも、鎌倉時代にはまだ紋章化されていなかったと考えられる紋章が新しく表われてき

表4 鎌倉時代の紋章

文様紋	植物紋	器財器具紋	天文地理紋	動物紋	文字紋	築造物紋
糸輪に三つ鱗 北条鱗 かげ北条鱗 三つ鱗 唐花菱 木瓜 三つ盛木瓜 平四つ目 三つ目 隅立四つ目 一つ引 二つ引 亀甲 武田菱 輪違 丸に三つ引 三木瓜 直違 花菱 三階菱 九曜巴 左三つ巴 右三つ巴 左二つ巴 右二つ巴	笛竜胆 五三の桐 鳶 桔梗 上り藤 下り藤 菊 菊水 井桁に菊 三本杉 茗荷 蓮竹 笛竜胆笠	參 杏葉 違片矢羽 三本矢 並び矢 六文錢 並び瓶子 笠 軍配扇 五本骨扇 月の丸扇 六本扇車	八曜 寄九曜 細川九曜	雁 並び鷹の羽 鳩に寓生 三つ蝶 鎧蝶 揚羽蝶	丸に丹 丸に十文字 一文字三つ星 升 大一大吉大一力 一文字 丸に一文字 白黒一文字 上文字 折敷に三の字	整庵に木瓜

ている。すなわち室町前期では文様紋で、花輪違、鱗巴、五階菱、大内菱、亀甲に二月文字、三亀甲、二階堂村濃、木瓜に二引両、唐花、菱角に四つ菱、丸に隅立一つ目、丸にたて一つ引、丸にたて二つ引の13の紋章が新しく用いられている。また植物紋では、五七の桐、五七の桐に杵築筐、丸に三盛二階松、枝柏、竹輪筐に対い雀、丸に二五枚筐に雀、三本竹、細川桜、立梶の葉、籬架菊、丸に橘にチの字、橘、藤巴と同じく13種類の紋章が鎌倉時代より増加していることがわかる。

次に器財器具紋においては、源氏車、三つ入樹、三つ盛洲浜、足長洲浜、檜扇、鉤具の6種類の紋章が新しく用いられている。

天文地理紋では、十曜、七曜、三つ星、松浦星、一文字三つ星、日に雲、霞、と7種類の紋章の増加を見ることができる。

また動物紋では対い蝶、三つ揚羽蝶、立鳳凰に豎引両の3種類が増加しており、文字紋では、梅輪に一文字が新しく用いられている。

おわりに築造物紋では、庵に二本瓜が新しく用いられており、以上室町前期においては、鎌倉時代より紋章の種類がかなり増加したものと考えられる。

次に室町後期では、更に次に述べる紋章が増加している。すなわち、文様紋においては四つ目つなぎ、松皮菱、十六目結、六つ目結、三つ盛亀甲に七曜、子持亀甲にかたばみ、三つ盛亀甲に唐花、と7種類の紋章が室町前期より増えている。また植物紋では、丸に筐竜胆、土岐桔梗、筐輪に鬼葛、竹に三飛雀、丸に九枚筐、三本沢瀉、六竜胆車、と同じく7種類の紋章が新しく用いられている。次に器財器具紋では、七宝に花菱、花杏葉、弦巻、檜扇に達鷹羽、軍配うちわに五曜の5種類が新しく加えられている。天文地理紋、文字紋では、新しく家紋とされた紋章はない。動物紋では鶴丸、細輪に二雁が増加しており、築造物紋では追州流紋が新しく用いられていることがわかる。

以上のように鎌倉時代で用いられはじめた武家紋が、室町、前期後期と進むにつれて紋章数

が増えており、この増加の仕方で考えられる事は、その構成法の変化である。鎌倉時代の紋章は、その外郭に円を用いているものは殆んどない。文字紋文様紋で2~3見ることができるのみである。これが室町時代になると、外郭に円が用いられはじめていることがわかる。そして円の太さも一様でなく区別されている。またこの外郭は円のみでなく筐輪であったり、梅輪が用いられたりしてその外周の形が工夫されてきている。このように輪郭を後からつけるようになった理由は、素襫や肩衣に位置をきめて紋を描くようになり、その形を整える必要から起ったものと考えられる。

次に考えられることは同じ紋章でもその形、数に変化が生じていることである。これは巴紋目結紋にはっきりと見ることができる。同じ紋章を用いている同族間で分家あるいは占領等により、その紋章の形を変化させて用いたからであろう。

また画法の変化もこの時代から1~2の紋に見ることができる。すなわち鬼葛は葛の葉のきざみを鋭く表わしたものである。また合成紋も増加している。これは二つの異った紋章を合わせて一つにして用いているもの、また同じものを二つ三つ並べて紋章としているもの、あるいは並べ方を対称的にしているもの等鎌倉時代に比べて室町時代は、かなり変化に富んだ紋章が出てきた事がわかる。

7. 紋章の分布

鎌倉時代の紋章の分布状態は、その大半が関東、中部地方に集中し、奥羽、中国、四国、九州地方に位置する国に分布する紋章数は僅かであった。このような分布状態を示す紋章が室町時代にはどのような変化を示したのであろうか。紋章は家紋として当然世襲されると考えられる。例えば常陸の佐竹氏の月の丸扇は、鎌倉、室町前後期ともその子孫によってそのまま受け継がれている。このような紋章を除き、新しく家紋とされた紋をその種類による数でまとめた、その結果を表5に示す。

表5 鎌倉時代と比較し増加した紋章の種類

国名	室町前期 (鎌倉時代に 比べ増加した 紋の種類)	室町後期 (室町前期よ り更に増加し た紋の種類)	国名	室町前期 (鎌倉時代に 比べ増加した 紋の種類)	室町後期 (室町前期よ り更に増加し た紋の種類)
松前蝦夷		1	津	3	3
陸奥	2	11	伊馬	1	2
出羽	1	4	磨	2	2
常陸	1	4	泉内	2	2
下野	4	3	路幡	1	1
上野	6	10	作前	2	2
總武	1	3	耆中	3	1
總相	3	6	雲後	1	1
安房	1	3	見芸	4	1
相模	4	1	防門	2	1
伊豆	4	4	岐岐波	2	1
越後	1	2	予佐	1	1
能登	1	1	前前	1	1
信濃	3	1	後後	2	1
甲斐	3	1	後向	4	1
駿河	2	1	隠岐	2	1
遠江	1	1	阿伊	1	1
越後	3	3	土筑	1	1
飛騨	3	4	肥筑	2	2
三河	2	2	豊肥	1	1
加賀	1	2	日薩	1	1
美濃	3	1	大対	2	2
尾張	4	3	豊壱	1	1
越前	2	1			1
佐渡	1	2			2
伊志	2	2			1
若狭	1	2			1
山近	1	1			1
伊丹	2	1			1
大丹	1	3			1
丹波		2			

表5の結果から、鎌倉時代に比べて室町前期、更に室町前期より室町後期と紋章の分布は増加していることがわかる。北海道の松前に室町後期に割菱紋が用いられている。

奥羽地方では鎌倉時代は陸奥、出羽ともそれぞれ一武将一種類のみであったが、室町後期は種類が著しく増加していることがわかる。特に陸奥ではそれが顕著である。

関東地方は鎌倉時代もっとも紋章が用いられていた地域であり、特に相模、武藏の国に多種類の分布を示していた。室町時代も種類は増加を示し、上野、武藏、相模、下野の国において増加の著しい事が認められる。全体的に前期よりも後期は更に増加している。

中部地方は、鎌倉時代では信濃に最も多く分布し、駿河、甲斐の国がそれに次ぐ分布を示し

ていたが、室町前期もほぼ似た増加を示す。そしてこの時代は美濃、尾張、三河の地域に拡がっていることがわかる。室町後期は前期に比べ著しい増加を示した奥羽、関東地方に比べて、その分布状態は前期と殆んど変わらない数字を示す。中部地方においては、この時代に紋章の種類が最も増えたのは尾張の国である。

近畿地方は、鎌倉時代の分布状態は近江が最も多くて3種類であった。そして若狭、山城、丹後、丹波、播磨には分布を示さなかつたが、この時代は他に僅か一種～二種分布していた国も含めて前期は全体的に増加を示し、後期は更に種類が増えている国が多くなっている。すなわち、この時代においては近畿地方全体に紋章が分布しはじめたと考えられる。

中国地方では、鎌倉時代は備前、出雲、安芸、隠岐に一種類が分布していただけであるが、室町前期、後期とも1～2種とその数は少ないが全体に分布し始めたことが認められる。またこの地方では備前、因幡での増加が多い。

四国地方は、鎌倉時代は土佐には分布しなく、伊予の国に二種、他の国は一種のみであった。室町前、後期ともその増加は少ないが、全部の国で増加していることが認められる。

九州地方は、鎌倉時代は肥前、壱岐を除いたそれぞれの国に一種類の紋章の分布を見るだけであった。室町時代では一部の国で僅かに増えているのみで、全体的に見ると増加は最も少なく、しかも後期においては殆んど認められない。

全体の分布状態としては、鎌倉時代最も多種類の紋章が分布した関東地方は、この時代もやはり最も増加を示し、特に後期は多種類の紋章が分布していることがわかる。またこの時代の特徴的と考えられることは、その分布が陸奥の国で後期に最も増加したことであろう。全国的に分布しはじめてはいるが、その種類は関東、奥羽地方で最も増加したと考えられる。また鎌倉時代には関東に次いで中部地方の信濃、甲斐に多種類の紋章の分布を見たが、室町時代はそれに加えて尾張を中心にして増加を示し、また近畿地方に広く分布し始めており丹波、攝津の分布が増加していることも時代の特色をよく表わしていると考えられる。

おわりに、暖かく御支援下さいました本学学長手島博士、本学教授寺岡博士、および清書して下さった本学副手池田幸子さんに厚くお礼申し上げます。

引用および参考文献

1. 若山：北星短大紀要，14，33（1968）。
2. 若山：北星短大紀要，13，57（1967）。
- 徳富蘇峰・橋本博：大武鑑卷1，大治社。
- 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
- 伊藤幸作編：日本の紋章，ダヴィット社。
- 進士慶幹・加藤秀幸：日本の家紋，人物往来社。
- 加賀淳子：現代人の日本史（南朝・北朝），河出書房。
- 榎山潤：現代人の日本史（応仁の大乱），河出書房。
- 竹内理三・小西四郎：高等日本史精図，帝国書院。